

高知県の県立自然公園における行為規制の概要

	地種区分	行為の種類
許可を要する行為	特別地域	①工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
		②木竹を伐採すること。
		③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
		④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
		⑤広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。
		⑥屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
		⑦水面を埋め立て、又は干拓すること。
		⑧土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
		⑨高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
		⑩山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
		⑪屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
		⑫湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
		⑬道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		⑭前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。

	地種区分	行為の種類
届出を要する行為	特別地域 (事後)	①特別地域の指定(若しくは拡張)時における既着手行為
		②非常災害のために必要な応急措置を行った場合
	普通地域 (事前)	①木竹の植栽又は家畜の放牧
		①その規模が知事が定める基準(※別表参照)を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
		②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
		③広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。
		④水面を埋め立て、又は干拓すること。
		⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海面内においてする場合を除く。)
		⑥その規模が知事が定める基準(面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが5メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛り土を伴わないもの)を超える土地の形状を変更すること。

※別表 環境省令／知事が定める基準

海面以外の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル ・送水管 長さ70メートル ・鉄塔 高さ30メートル ・船舶の係留施設 長さ50メートル ・ダム 高さ20メートル ・鋼索鉄道 延長70メートル ・索道 傾斜長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル ・別荘地の用に供する道路 幅員2メートル ・遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル ・太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積1,000平方メートル
海面の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の係留施設又は港湾若しくは港湾の外郭施設 長さ50メートル ・上記工作物以外の工作物 海面上の高さ5メートル又は海面における水平投影面積100平方メートル